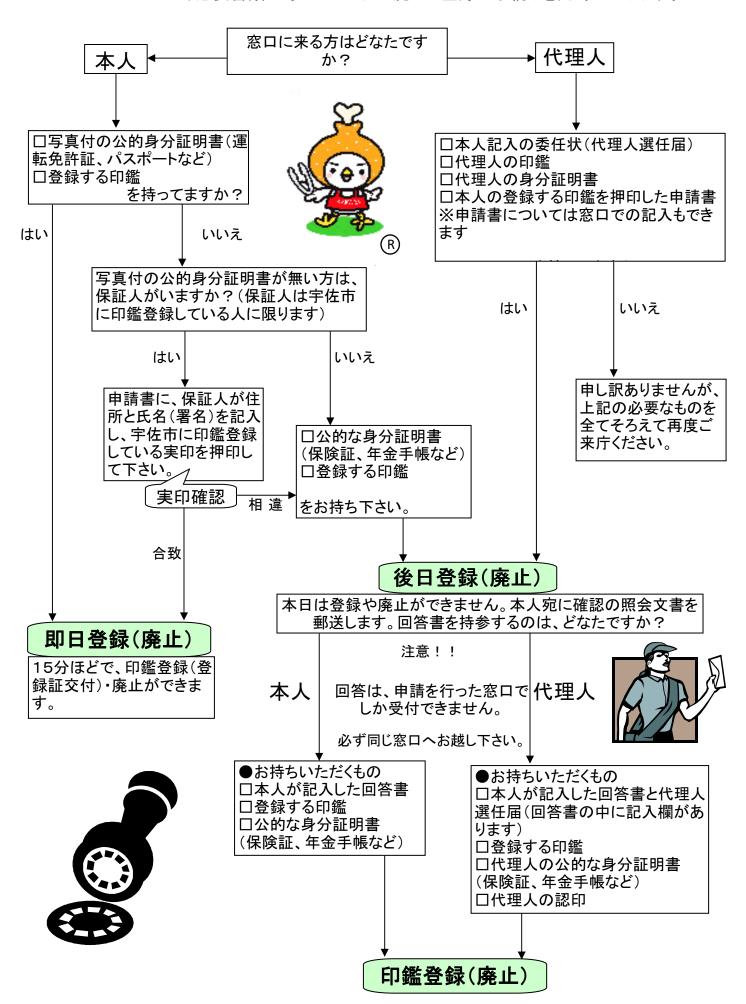
≪印鑑登録・登録廃止 手続きの流れ≫

※印鑑登録証をなくしてしまった場合などは、廃止してからでないと登録はできません。 ただし、必要書類がそろっていれば廃止と登録の手続きを同時にできます。



大切な財産を守るため、印鑑登録の手続きは厳格です!

登録できる人

宇佐市に住民登録または外国人登録している15歳以上の人。成年被後見人の方は除きます。

登録できない印鑑

- ・住民基本台帳・外国人登録に登録されている氏・名の文字で表していないもの。
- ・印影の大きさが一辺の長さ8ミリの正方形に収まる小さいもの。
- ・印影の大きさが一辺の長さ25ミリの正方形に収まらない大きいもの。
- ・ゴム印等変形しやすいもの。印影が凸凹逆に刻印されたもの(白ぬき)。
- ・輪郭がないもの。輪郭が1/4以上欠けているもの。刻印文字が欠けているもの。
- 登録する印鑑は一人一個に限られます。ご家族の方が登録している印鑑は登録できません。

印鑑登録証明書の発行について

- 証明書の発行には、印鑑登録証の提示が必要です。登録証がないと、発行できません。
- ・印鑑登録証を紛失した場合などは、廃止して再登録が必要です。(再登録=400円の手数料)
- ・郵便局やおおいた広域サービス提携の他市町村で申請の場合、 ご本人しかご利用できません。登録証と公的な身分証明書が必要です。

印鑑登録証について

- ・旧宇佐市・旧安心院町・旧院内町の時にした印鑑登録は現在も有効です。登録証は手帳タイプ。
- ・合併後に、登録した方・登録し直した方の登録証はカードタイプです。
- ・印鑑登録番号は、早く登録した方から小さい番号です。
- なくしたと思い廃止した印鑑登録証が出て来た場合、市に返却するか裁断して処分して下さい。
- ・盗難等の万一の場合に備え、印鑑登録証は登録した印鑑とは別にし、大切に保管してください。



ご不明な点等、下記にお問い合わせ下さい。 宇佐市役所 市民課 窓口サービス係 電話番号:0978-32-1111